

高齢者福祉施設の避難確保に関する 検討会について

令和3年7月13日

水管理・国土保全局 河川環境課

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

○ 令和2年7月の球磨川流域の豪雨災害において熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」で死者14名の人的被害が発生した。これを受けて、国土交通省と厚生労働省は有識者会議を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しとりまとめた。

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

委員名	所属・役職
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
内田 太郎	筑波大学生命環境系 准教授
鍵屋 一	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 教授
川口 淳	三重大学大学院工学研究科 准教授
鴻江 圭子	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
小林 健一郎	神戸大学都市安全研究センター 准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
佐々木 重光	岩手県岩泉町 危機管理監
藤本 濟	長野県建設部 砂防課長
オブザーバー	所属・役職
矢崎 剛吉	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
重永 将志	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
荒竹 宏之	消防庁国民保護・防災部防災課長

【事務局】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課、砂防計画課
厚生労働省 老健局 高齢者支援課



10月7日(第1回検討会)

実態整理、課題の確認、
改善策の検討

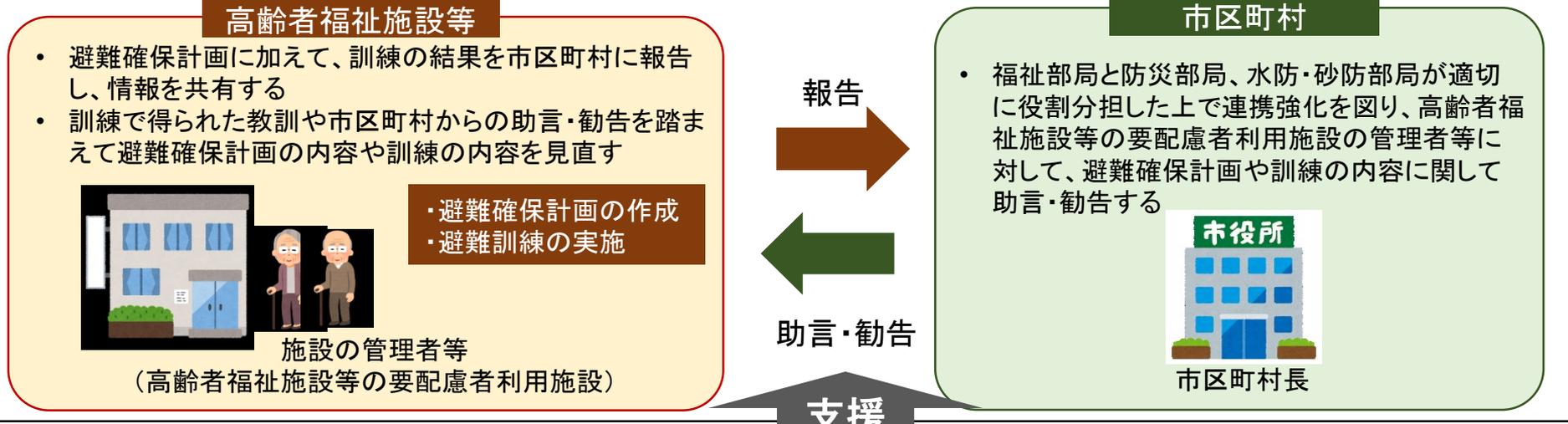
3回の検討会を開催
第1回:10月7日
第2回:12月18日
第3回:3月18日

3月31日(とりまとめ)

洪水や土砂災害等の水災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底、訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映 (検討成果を踏まえた対応)

○ 施設から市区町村に避難訓練の結果を報告し、報告を受けた市区町村は、施設に対して、計画や訓練の内容の見直し等について助言・勧告する支援制度を創設する。

市区町村による施設管理者等への助言・勧告制度の創設(水防法・土砂災害防止法の改正(※))【国交省】



国交省

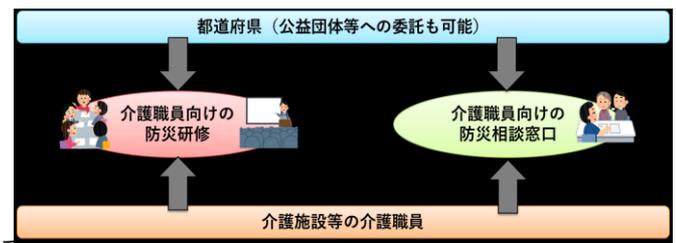
○ 市区町村職員向けの研修の充実や市区町村が主催する施設管理者向けの講習会の開催の支援 等

- その他の支援内容
- 「避難確保計画作成の手引き(R2.6)」の改訂
 - 「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル(R2.10)」の改訂
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援動画のバージョンアップ
 - 避難訓練の手引き・チェックリストの作成、周知 等



厚労省

○ 都道府県における介護職員向けの防災研修の実施や介護職員向けの防災相談窓口の設置の支援 等



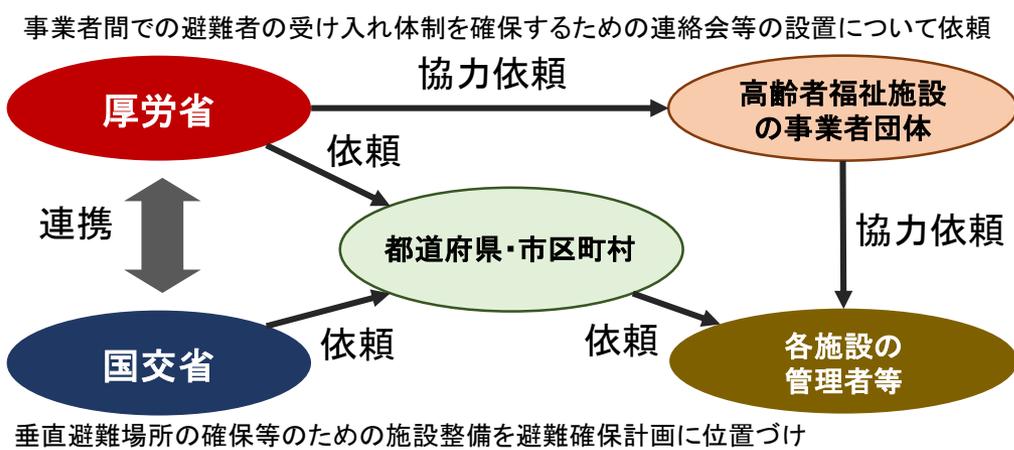
- その他の支援内容
- 調査研究事業において、「非常災害対策計画作成の手引き」の作成、周知

・ 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(H29.6)」の改訂

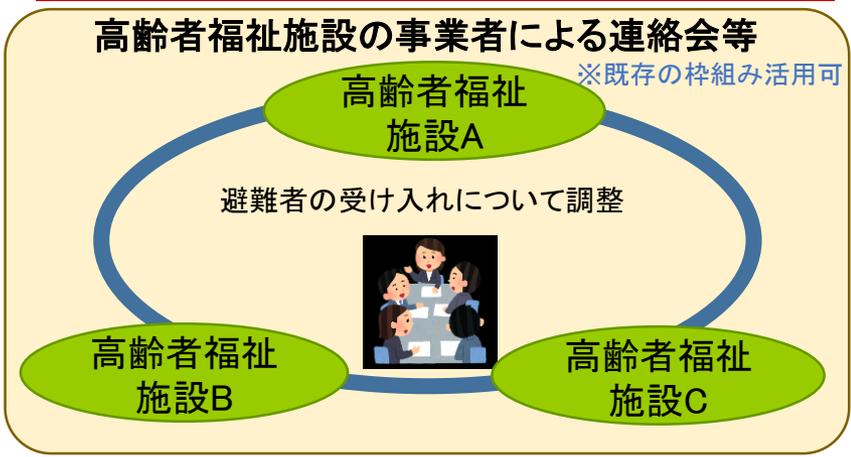
(※)令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」において水防法及び土砂災害防止法の一部を改正

施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等 (検討成果を踏まえた対応)

- 施設同士で避難者を受け入れする仕組みを構築するため、地域ごとに事業者による連絡会等が設置されるよう事業者団体に協力依頼を行う。
- 垂直避難スペースやエレベータ等の避難設備の設置を補助金で支援し、施設の改修等を促進する。
- 業務継続計画(BCP)の作成を推進する。



事業者による連絡会等の設置の推進【厚労省】

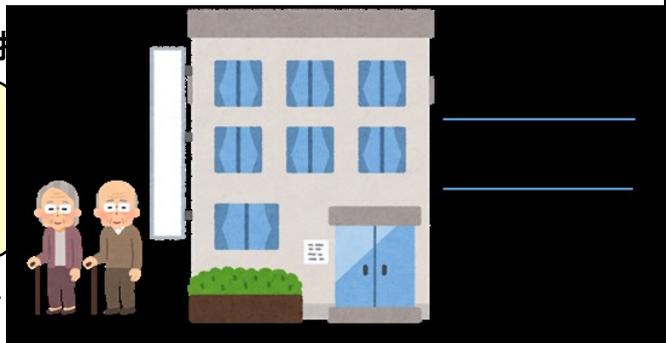


垂直避難スペースやエレベータ等の設置支援【厚労省(国交省)】

厚労省: 介護施設等の水害対策の強化 (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

施設の改修工事費に対する支援

- ・ 避難スペースの設置
- ・ 垂直避難用エレベータやスロープ等の設置



国交省: 避難のための施設整備内容を避難確保計画に位置づけ

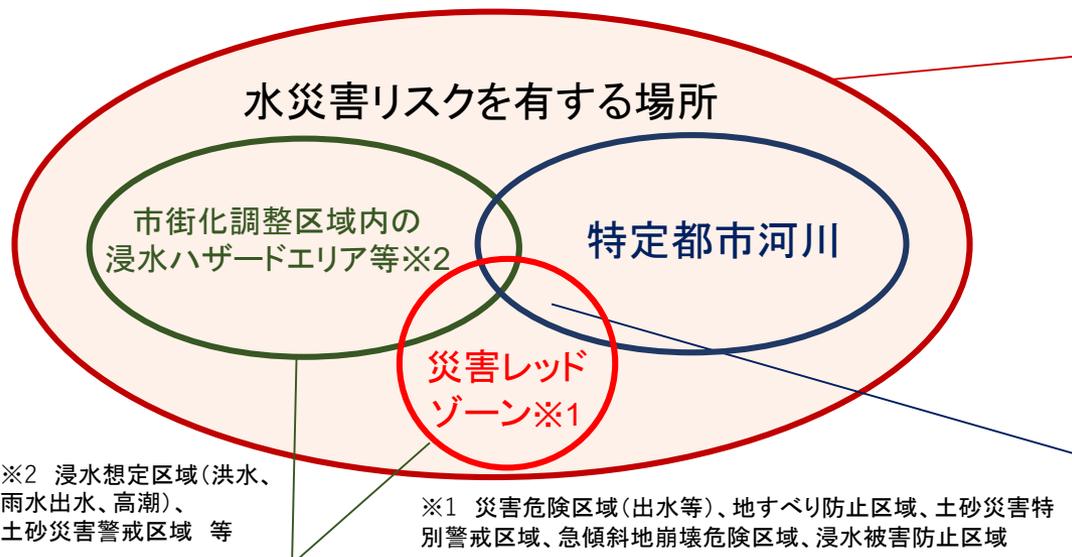
出典: 高齢者福祉施設の避難確保における実態調査(R2.11調査)

業務継続計画の作成徹底【厚労省】

- 令和3年度介護報酬改定において、業務継続に向けた取組の強化として、全ての介護施設等を対象に、3年の経過措置期間を設けた上で、業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられる。



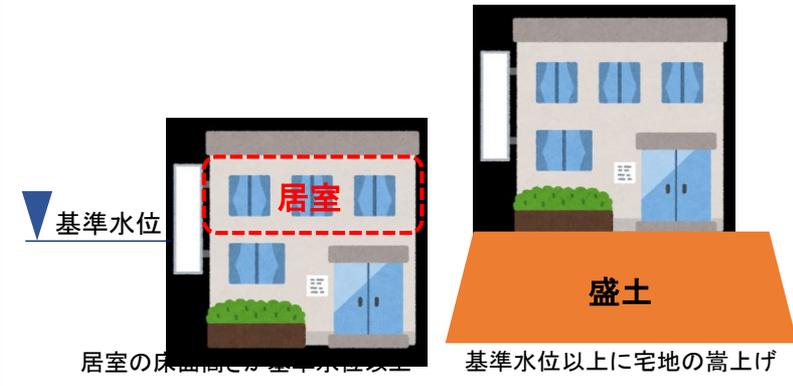
○ 特定都市河川において、高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設の開発・建築行為を許可制とし、安全性を事前確認する「浸水被害防止区域」を創設する。さらに、水災害リスクを有する場所に施設を新設する場合の補助要件の厳格化を図る。



新たに設置される高齢者福祉施設に対する補助要件の厳格化【厚労省】

- 災害レッドゾーンにおける施設整備の原則補助対象外を検討
 - 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における補助の厳格化を検討
-

浸水被害防止区域の創設(特定都市河川法の改正(※))【国交省】



災害ハザードエリアにおける開発抑制(開発許可の見直し)【国交省】

<災害レッドゾーン> 自己居住用の施設を除き、社会福祉施設等の開発を原則禁止(自己業務用の施設を対象に追加)

<浸水ハザードエリア等> 市街化調整区域における社会福祉施設等の開発許可を厳格化(安全上及び避難上の対策を許可の条件とする)

区 域	対 応	
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の厳格化

令和4年4月1日施行

【都市計画法】

高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設について、開発・建築行為を許可制とし、安全性を事前確認

(※)当該改正内容を含む特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律を令和3年5月10日に公布